八王子市特別支援学級通学費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の特別支援学級への就学の特殊事情にかんがみ、小学校又は中学校へ交通機関等を利用して通学している児童・生徒（以下「児童・生徒」という。）の保護者及びその付添人の経済的負担を軽減することによって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とし、その通学に要する経費の全部又は一部を補助するものとする。その交付については、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和 35 年八王子市規則第 19 号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　要保護者　教育長が定める就学援助認定基準により要保護に認定された児童又は生徒をいう。

(2)　在住者　八王子市に住所を有する者をいう。

(3)　固定学級　学校教育法第 81 条の規定による特別支援学級をいう。

(4)　難聴・言語障害学級　学校教育法施行規則第 140 条の規定による難聴・言語障害の通級指導を行う学級をいう。

(5)　特別支援教室　東京都教育委員会の公立小学校及び中学校通級指導等設置要綱第 2 条の規定による教室をいう。

（補助対象者及び交付対象者）

第 3 条　補助対象者は、在住者のうち通学距離が概ね 1 キロメートル以上で、次の各号に掲げる児童・生徒及びその付添人とし、補助金の交付対象者は第 5 条に掲げる交付申請を行った保護者とする。ただし、教育扶助若しくは就学援助から同等の支給を受けられる者、および児童養護施設入所者等で他の制度から通学費と同等の支給を受けられる者を除く。

(1)　八王子市立の小学校若しくは中学校（以下「市立学校」という。）又は区域外就学の承諾に基づいて他区市町村の小学校若しくは中学校の固定学級に就学している児童・生徒及びその付添人

(2)　市立学校又は区域外就学の承諾に基づいて他区市町村の小学校若しくは中学校の難聴・言語障害学級又は特別支援教室で指導を受けている児童・生徒及びその付添人。

(3)　市立学校に在籍し、都立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）への通級による指導を受けている児童・生徒及びその付添人

(4)　常時、市立学校の難聴・言語障害学級で指導を受けるために、八王子市立学校の指定に関する規則に従い、その通級指導校に就学している児童・生徒及びその付添人

(5)　その他市長が適当と認めた者

（補助金の額及びその算出の基礎）

第４条　補助金の額は、市の予算の範囲内で次の各号に定めるところによる。

(1)　対象となる経費は、児童・生徒が、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の本人及びその付添人の交通費の額とし、その算定に当たっては、通学の経路・方法等について、児童・生徒の心身の発達段階、障害の程度、通学の安全性等の実情を考慮して行うものとする。

(2)　前条第２号及び第３号の規定による者については、その通学に係る特別に要する交通費のみを補助の対象とする。

(3)　経費の算定に当たっては、固定学級においては１日当たりの自宅から学校までの、難聴・言語障害学級又は特別支援教室においては授業１回当たりの自宅又は在籍校から通級指導校までの、それぞれ１往復に要する経費とする。

(4)　公共交通機関を利用する場合は、別記１により算出するものとする。

(5)　自家用車を利用する場合は、固定学級においては自宅から学校又は最寄りの駅若しくはバス停留所までの、難聴・言語障害学級又は特別支援教室においては自宅又は在籍校から通級指導校までの運行に要するガソリン代に相当する額とし、別記２により算出するものとする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする保護者は、前期分（当該年度が始まる年の４月から同年９月までの分）にあっては同年10月までに、後期分（同年10月から翌年３月までの分）にあっては翌年２月までに、及び年度途中転居等の事由により10月までに申請のなかった前期分の補助金にあっては翌年３月までに、学校長が許可している通学方法に基づき、特別支援学級通学費補助金交付申請書兼委任状（様式１または様式２）に必要書類を添えて、学校長経由で市長に提出するものとする。

（事務の委任）

第６条　保護者は、前条に規定する申請書の提出により、交付の申請、交付決定の通知の受領、及び保護者が指定する金融機関の口座への振込依頼については、当該学校長に委任するものとする。

（交付の決定及び通知）

第７条　市長は、学校長から第５条の規定による補助金の交付の申請を受けたときは、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

２　前項の規定による審査等の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をし、特別支援学級通学費補助金交付決定通知書（様式３）により学校長にその旨を通知するものとする。

（交付時期）

第８条　補助金の交付時期は、前期分の補助金にあっては当該年度が始まる年の11月に、後期分の補助金にあっては固定学級については翌年３月、難聴・言語障害学級又は特別支援教室については翌年４月に支給する。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

（交付決定の取消し）

第９条　市長は、補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）
第 10 条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
（手続の省略）
第 11 条　補助金の交付については、規則第 12 条及び第 13 条の規定による手続を省略する。
（補助事業の見直し）
第 12 条　当該補助事業については、補助目的の達成度等の観点から定期的に評価及び見直しを行うものとする。

附則
この要綱は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
附則
この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
附則
この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
附則
この要綱は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。
附則
この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
附則
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
附則
この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。
附則
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
附則
この要綱は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。
附則
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
附則
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
附則
この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。
附則
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
附則
（施行期日）
1　この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
2　施行日前である令和 4 年 3 月 31 日までに在籍している児童・生徒で、常時、市

立学校の特別支援教室で指導を受けるために、八王子市立学校の指定に関する規則に従い、特別支援教室設置校に就学している場合には、経過措置として当該児童・生徒が卒業するまで補助対象者として認める。その際の補助金の額は、次に定めるところによる。

(1)　公共交通機関を利用する場合は、別記 1 により算出するものとする。ただし、定期乗車券を購入し乗車している場合には、別記 1 の 1(1)に定める表の額の 3 分の 2 の額（10 円未満切捨て）とする。

(2)　自家用車を利用する場合は、別記 2 の 1 に定める表の額の 3 分の 2 の額（10 円未満切捨て）とする。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記１

公共交通機関を利用する場合の交通費の額

１　固定学級

(1)　定期乗車券を購入し乗車している場合

第４条第３号に記載された一日あたりの１往復に要する経費の算出にあたっては、同条第１項の規定に従い、以下に掲げた一定の利用期間を単位とする。

前期分及び後期分ごとの支給額		
利用交通機関	発行可能な定期券の最長期間	支給額
バス 電車 モノレール	①　６か月	利用区間の通学定期乗車券（付添人の場合は通勤定期乗車券）の購入額
	②　３か月	利用区間の通学定期乗車券（付添人の場合は通勤定期乗車券）の購入額の２倍

※　注１　手帳（身体障害者手帳・療育手帳）を所持し、その割引制度を利用して定期券を購入している者については、その割引購入額とする。

※　注２　有効期間が１年間の通学年度定期券を購入している場合には、前期分及び後期分ごとの支給額は、当該定期券の購入額の２分の１の額とする。

※　注３　前期又は後期の途中に転入、転出その他の理由で、利用期間が６か月に満たない場合、上記と同じ算出方法によって得た額をその利用月数により按分した額とする（10円未満切捨て）。

ただし、利用月数とは、原則として30日で１か月とし、通学定期有効期間の開始日から算出する。前記算出方法により余剰となる利用日数が15日以上となる場合の利用期間については、１か月に切り上げるものとする。

（2）普通乗車券等を購入し乗車している場合

経費の算定は、１往復に要する普通乗車券の購入額又は乗車運賃（以下、乗車運賃等）に利用期間中における授業日数（欠席の多い児童・生徒については、通学の頻度を考慮し、申請時期までにおける出席日の割合に応じ按分した日数）を乗じて算出する額とする。ただし、上記（1）と同じ算出方法によって得た額を上限とし、かつ各種割引制度を利用している者についてはその割引額とする。

２　難聴・言語障害学級又は特別支援教室

経費の算定は、１往復に要する乗車運賃等に出席回数を乗じて算出する額とする。ただし、難聴・言語障害学級において、要綱第３条第４号の規定による者については、上表の額の３分の２（10円未満切捨て）とする。

別記２

自家用車を利用する場合のガソリン代に相当する額

１　固定学級

平均片道の使用距離		日額	１か月分の支給額
１キロメートル以上	３キロメートル未満	90 円	2,000 円
３キロメートル以上	６キロメートル未満	140 円	3,000 円
６キロメートル以上	９キロメートル未満	210 円	4,500 円
９キロメートル以上	12 キロメートル未満	280 円	6,000 円
12 キロメートル以上	15 キロメートル未満	350 円	7,500 円
15 キロメートル以上	18 キロメートル未満	420 円	8,900 円
18 キロメートル以上	21 キロメートル未満	490 円	10,400 円
21 キロメートル以上	24 キロメートル未満	560 円	11,900 円
24 キロメートル以上	27 キロメートル未満	630 円	13,400 円
27 キロメートル以上	30 キロメートル未満	700 円	14,900 円
30 キロメートル以上	33 キロメートル未満	780 円	16,400 円
33 キロメートル以上	36 キロメートル未満	840 円	17,800 円
36 キロメートル以上	39 キロメートル未満	910 円	19,300 円
39 キロメートル以上	42 キロメートル未満	990 円	20,800 円
42 キロメートル以上		1,060 円	22,300 円

第４条第３号に記載された一日あたりの１往復に要する経費については、１か月以上利用している場合、１か月分の支給額に利用月数を乗じて算出する額とする。ただし、前期分は５か月（夏季休業期間は１か月とみなして支給対象期間から除く。）、後期分は６か月を限度とする。

※　注　前期又は後期の途中から利用開始した場合の利用月数とは、原則として 30 日で１か月とし、自家用車利用による通学を開始した日から算出する。ただし、前記算出方法により余剰となる利用日数が 15 日以上となる場合の利用期間については、１か月に切り上げるものとする。

２　難聴・言語障害学級又は特別支援教室

経費の算定は、日額に出席回数を乗じて算出する額とする。ただし、難聴・言語障害学級において、要綱第３条第４号の規定による者については、上表の額の３分の２（10 円未満切捨て）とする。